（監視部の所掌事務）

第三百四十六条　監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二　とん税及び特別とん税の確定に関すること。

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（次条第一項第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事務並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。

四　関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場に関すること。

五　コンテナーに関する通関条約の実施に関すること。

六　保税制度の運営に関すること。

七　沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

八　金の輸出入の規制に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

九　外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

２　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（業務部の所掌事務）

第三百四十七条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること（監視部及び調査部の所掌に属するものを除く。）。

二　沖縄地区税関の所掌に係る税外諸収入の徴収に関すること（支出済となった歳出の返納金の徴収に関することを除く。）。

三　関税率表の品目分類に関すること。

四　貨物の輸出入その他輸出入貨物に係る許可及び承認に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るもの並びに調査部の所掌に属するものを除く。）。

五　輸入貨物の課税価格の算定に関すること。

六　輸出入貨物の分析に関すること。

七　郵便物の輸出入手続に関すること。

八　犯則物件及び公売し又は売却する物件の鑑定に関すること。

九　通関業の監督及び通関士に関すること。

十　税関行政に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

十一　製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

十二　沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（監視部の所掌に属するものを除く。）。

十三　金の輸出入の規制に関すること（監視部の所掌に属するものを除く。）。

（総務課の所掌事務）

第三百四十六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄地区税関の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　公文書類の審査及び進達に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　沖縄地区税関の保有する情報の公開に関すること。

五　沖縄地区税関の保有する個人情報の保護に関すること。

六　沖縄地区税関の所掌事務に係る国際協力に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、沖縄地区税関の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事課の所掌事務）

第三百四十七条　人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　沖縄地区税関長の官印及び庁印の保管に関すること。

三　沖縄地区税関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四　沖縄地区税関の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

五　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に設けられた共済組合に関すること（沖縄地区税関の職員に関するものに限る。）。

六　沖縄地区税関の職員に貸与する宿舎に関すること。